

韓国保険法の現況と課題

—韓国国会に係留中の法案および未解決の争点を中心として—

梁 奇珍（全北大学 法学専門大学院）

李 芝妍（東洋大学 教授）・訳

I. はじめに

韓国の現行国会（第20代国会）にかけられた商法保険編（第4編）に関する重要内容を紹介し、近年、保険に関連する三つの重要紛争および関連法的内容を紹介する。

II. 韓国の現行国会において既可決・係留中の重要内容

1. 既に可決された内容

他人の生命保険（一定の団体保険を含む）において、その他人の承諾方法に電子文書方式が明示的に導入されたことにより、商法第731条および同法施行令第44条の2を改正・施行中である。

2. 係留中の法案

(1) 保険金請求権の消滅時効の延長

- ・ 保険金請求権（保険金請求権と保険料または積立金の返還請求権）の消滅時効を現行3年より長く延長
- ・ 保険金請求権の消滅時効の中止事由の拡大

保険者の有責事由によって保険金が支払われなかった場合、その期間の間または金融監督院の金融紛争調停委員会に紛争調停を申請した場合など

- ・ 関連紛争：自殺に起因する災害死亡保険金請求事件

韓国大法院は自殺に関する災害死亡保険金請求の起算点を自殺事故の発生時点とする。

(2) 告知義務の受動化など

- ・ 告知義務の方式を受動化する立法化および保険契約者・被保険者にとって過度に不利な不実告知の法的効果を制限するなど

III. 近時の紛争における争点および今後の課題

1. 近時の紛争現況

最近、韓国において問題となった三つの紛争事案、①自殺に関する災害保険紛争、②がん保険紛争、③即時年金紛争および主な争点を紹介

【令和元年度 日本保険学会全国大会】

招待報告

報告要旨：梁 奇珍（李 芝妍・訳）

2. 自殺に対する災害保険金の給付可否

- ・ 主要争点：自殺が災害に該当するか
- ・ 自殺が災害に該当しない場合、自殺に対して保険金を支払うとする約款条項の効力有無：誤表示無害の原則 対 作成者不利益の原則など
- ・ 韓国大法院の立場：消滅時効の起算点を自殺事故の発生時点とする。

3. がん保険約款の解釈

- ・ 主要争点：がん保険約款はがんの‘直接’治療(約款上の具体的な明示はない)を目的とする場合に保険金を支払うが、患者の療養病院の入院もがんの‘直接’治療に該当するかの可否
- ・ 経過：2018年9月金融監督院の紛争調停委員会の判断では基準の樹立および保険金の支払を再検討するように勧告

4. 即時年金の関連約款

- ・ 満期還付型即時年金：顧客がまとまった金を一度に納入した保険料から事業費と危険保険料を差し引いた金額に公示利率(もしくは最低保証利率)で運用して発生した収益(運用収益)を定められた期間ごとに顧客に対して年金で支給し、満期になれば顧客が納入した保険料全額を返す商品
総契約件数は16万件、未支給年金額(推定)が8000億 Won~1兆 Won(約704億円~880億円)
- ・ 主要争点：満期還付型即時年金の約款ではなく、事業方法書に満期保険金の支給財源を差し引くという内容が記載されている場合、約款の事業方法書の言及から事業方法書を約款に編入させたと判断できるかの可否
- ・ 経過：下級審法院で係留中

IV. 今後の課題

1. 人間の制限的認知力を勘案して約款はもちろん商品説明書制度を見直す必要

- ・ 保険商品の購買判断に重要な事項はすべて約款に記載させ、約款を分かりやすく、理解しやすく記載する必要
- ・ 商品説明書の積極的活用およびこれに関する法的効果を与える必要
保険商品の購買判断に重要な事項を整理し、商品説明書に記載するようにし、約款に記載があっても商品説明書に記載されていない内容は重要事項の明示・説明義務の履行可否と関連して規律することが望ましい

2. 国会で係留中である金融消費者保護法の制定(案)の立法が必要

- ・ 金融商品に関する重要事項を一般の金融消費者が理解できる程度で説明するように義務付け
- ・ 紛争調停手続きを訴訟より優先するとき、紛争調停申請によって時効中断の効力の付与など